

死が二人を分かつまで

この同性婚法案に反対する人に私は約束しましょう。水も漏らさぬ約束です。明日も太陽は昇るでしょうし、あなたのティーンエイジャーの娘はすべてを知ったような顔で反抗してくるでしょう。明日、住宅ローンが増えることはありませんし、皮膚病になったり、湿疹ができたりもしません。布団の中からカエルが現れたりもしません。明日も世界はいつものように回り続けます。だから、大騒ぎするのはやめましょう。この法案は関係がある人には素晴らしいものですが、関係ない人にはただ、今までどおりの人生が続くだけです・・・

モーリス・ウィリアムソン

- 1－1 社会認識
- 1－2 理想社会像・問題意識
- 1－3 はじめに
- 2－1－1 現状分析 LGBTとは何を指すのか
- 2－1－2 現状分析 日本のLGBT
- 2－1－3 現状分析 当事者の意識
- 2－2 現状分析 LGBTの権利の不備
- 2－2－1 現状分析 日本で導入されているLGBT関連法
- 2－3 現状分析 同性愛の歴史的検証
- 2－3－1 現状分析 欧米における同性愛
- 2－3－2 現状分析 日本の同性愛文化
- 2－3－3 現状分析 日本で導入されているLGBT関連法
- 3－1 原因分析 憲法上の制約
- 3－2 原因分析 日本の保守イデオロギーの分析
- 4 政策 パートナーシップ法の導入
- 5 引用・参考文献

1-1 社会認識

現代は自由が進展してきた社会である。戦前の日本において、女性の参政権が認められ

ず家制度の下で女性が不平等な地位にいたが、太平洋戦争後、日本国憲法の成立で両性の平等が 24 条に明記された。これによって家制度が解消され戸主の承認無くしても自由に婚姻することが可能になった。ここに男女が自由に婚姻できる形式的平等が達成された。

しかし、その一方で男女の枠以外の、存在が覆い隠されてきた集団が存在する。LGBT である。2015 年度の電通の調査によると LGBT は全国に 7.2%おり、その数は 850 万人を越えている。LGBT への法制整備はおざなりであり、平成 15 年の性同一障害特例法のみである。これは子供を持たないことや手術を要件にしているために極めて枠が狭く LGBT の人々の要求を満たせず、欧州やアメリカで成立している同性婚法の整備もシビル・ユニオン法の整備も進んでいない。

2015 年に渋谷区で「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」が制定され、同性カップルの家族向け区営住宅の入居や親族に限られていた入院中の面会などが可能になったが、夫婦に認められる遺産の相続や税制上の優遇措置などは中央政府の権限であり、地方自治体レベルでは対処できない。加えていわゆるパートナーシップ条例を制定しているのは渋谷区のみであり、大田区は要綱に過ぎず、法的拘束力は限定的である。

自由民主党は 2015 年に党の基本方針として、LGBT に関しては理解の増進に留まり、パートナーシップ法に関しては認めない姿勢を示しており、LGBT の権利の拡大はまだ前途多難なのが現状である。

1-2 理想社会像

私の理想社会像は「個人の選択の自由が尊重される社会」である。個人とは、平等であり多様な価値観を持つ存在である。個人の選択とは、他人の選択の自由を侵害しない限りにおいて認められる、自分の選好にあうものを選び取ることができる最大限の自由があることである。個人の選択の自由が尊重される社会とは、社会が恣意的な基準を設定し、個人の自由な選択を損なうことのない社会である。

私の問題意識は LGBT の自由な婚姻が認めれていないことである。婚姻が日本の法制度において男女に限定されており、同性愛者であるゲイやレズビアン、同性も異性も愛せるバイ、自らの体と心が一致しないトランスジェンダーの婚姻という重大な選択の自由を損なっている。ゆえに私は LGBT の自由な婚姻が認められていないことに問題意識を抱く。

1-3 始めに

我々にとって、結婚とは何を意味しているのだろうか。それは解釈によって紙切れ一枚を指すし、神の前での契約であり、社会的に「一人前」となるための通過儀礼であり、愛の証でもある。様々な語り口で語られる結婚も、大部分の人にとってはあつて当たり前のものであった。しかし、近年結婚が万人の手に入る「権利」ではなくある種の人々を排除する「特権」

となっている現状が明らかになってきた。

人間には幸せを求める権利があり、そのために結婚の権利が必要ならば、それは人権である。人権ならば、全ての人に平等に認められなければならない。少なくとも、平等に近づける努力をするのは社会の責務である。このレジュメでその努力が少しでもできれば幸いである。

2-1-1 現状認識 LGBT とは何を指すか

LGBT とは、改めて定義すると「LGBT（エルジービーティー）L（レズビアン：女性同性愛者）、G（ゲイ：男性同性愛者）、B（バイセクシュアル：両性愛者）、T（トランスジェンダー：心と体の性の不一致）の頭文字をとった総称。」（厚生労働省ホームページより）とある。

また、LGBTの存在は人間以外の動物にも確認される。多くのほ乳類でも数%は確認され、人類に近い類人猿のボノボは、全員が日常的に同性愛的行動を示す。人類の生み出す文化的な要因によって同性愛が発生しているというよりは、ほ乳類という種の深層に根付いた属性であるといえる。その証左を示すものとして、以下のような研究がある。

スウェーデンのカロリンスカ研究所は、2005年に男性フェロモンである、アンドロスタジエノン（以下 AND）を用いた実験を行った。ANDによって嗅覚が刺激されて視床下部の血流が増加する場合、「性的に興奮している」といえる。実際、女性の異性愛者がANDを吸引すると視床下部の血流が増加し興奮する。つまり男性フェロモンによって異性愛者の女性は興奮するのである。ANDに対し、男性異性愛者、男性同性愛者、女性異性愛者、女性同性愛者の反応の差異を検査したところ、ANDに反応したのは女性異性愛者と男性同性愛者であった。

続く研究で、女性フェロモンのエストラテトラエノール（EST）による実験が行われ、同様の実験をした結果、ESTに反応したのは男性異性愛者と女性同性愛者であった。つまり、同性愛とは人間の好みであり、可変の性的嗜好ではなく、絶対にそれでしか性的に興奮できない性的指向であることが立証されたのである。この研究の成果は非常に大きい。なぜならば、同性愛とは趣味であり、社会的な環境によって同性愛から異性愛に変えうるという言説を脳科学的に反証したものとなるからである。

2-1-2 日本の LGBT

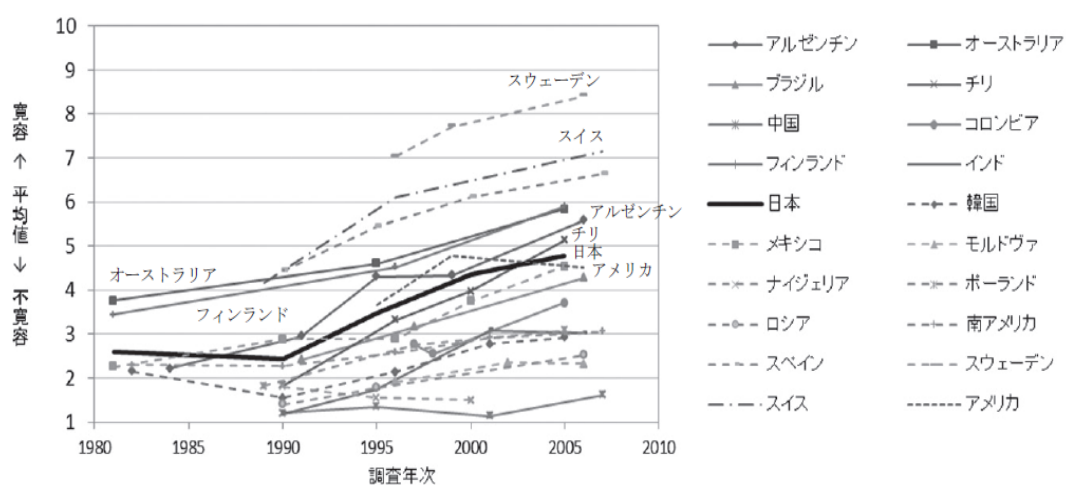
日本におけるLGBTの調査は、1990年代以降猛威をふるっているAIDSとの関連性などによって、男性のゲイにのみ焦点が当てられるなり体系的な調査が行われていたとはいえない。しかし、2015年度にはNHKによって全国的な性的マイノリティ調査が行われるなど次第にその調査は増加していき、渋谷区のいわゆるパートナーシップ条例の可決によって社会的認知度も高まり、全国調査も増えてくることになった。

それによれば、2015年度に電通が調査したところ、日本の7.6%が性的マイノリティで

あるとの試算が出た。これは日本国民の 900 万人以上に相当する数字である。この数は欧調査人数も 7 万人を越えるため信頼して良い数値と言って良い。

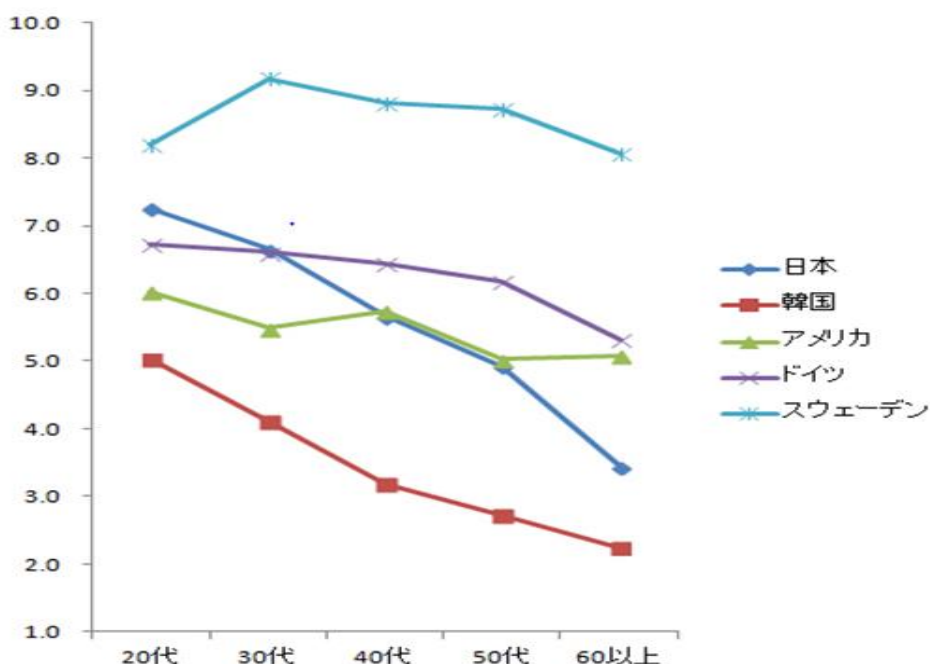
また、意識の面でも日本の LGBT に対する感情は上向いているのが分かる。図 I にあるように、世界価値観調査の中で、日本は 1980 年から「妊娠中絶」や「安楽死」「離婚」なへの寛容度が上がっているが、1990 年から 2004 年にかけての 2.45 から 4.77 の上昇率が最も高い。

図 I (『日本における同性愛に対する寛容性の拡大』から引用)

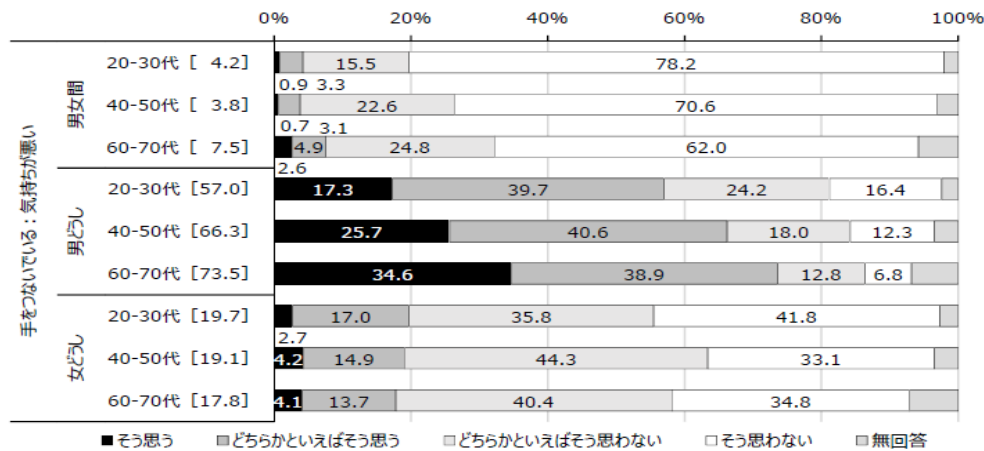


注：「世界価値観調査」各国データを用いた集計結果。同性愛を認めるかどうか10段階(1（全く間違っている（認められない））から10（全く正しい（認められる））の数値で評価)で訊ねられている。

図 II 2010～14 年の齢別の十段階評価による寛容度のグラフ (『同性愛への寛容度で分かる日本の世代間分裂』より引用)

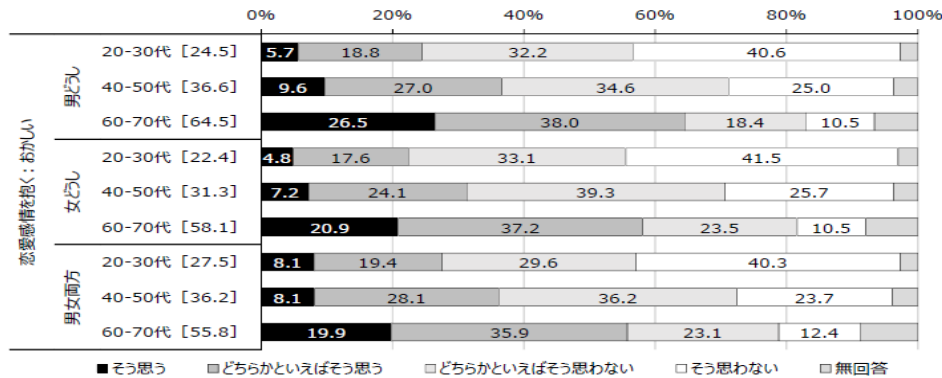


図Ⅲ 年代別に見る手つなぎの嫌悪感調査（『性的マイノリティへの意識 2015 年度全国調査』より引用）



回答者数：20-30代335人、40-50代456人、60-70代468人
 [] 内の数値は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を足した割合（％）。

図Ⅳ 年代別に見る恋愛感情を抱くことへの調査（『性的マイノリティへの意識 2015 年度全国調査』より引用）



回答者数：20-30代335人、40-50代456人、60-70代468人
 [] 内の数値は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を足した割合（％）。

特に図Ⅱで示されているように、20代の若者の同性愛者の対する寛容度は LGBT 関連

法をいくつも施行しているアメリカやドイツよりも高く、30代もそこそこの寛容度を示している。しかし、30代以降は急速に寛容度が低下し、特に50代から60代の間で1.5ポイント以上も下落している。これはアメリカやドイツのような国と比較しても際だった低下率である。また、図Ⅲであるように「手を繋ぐ」という行為は男性同士20-30代で17.3%、60-70代において34.6%という高い割合気持ち悪いと述べている。逆に、女性同士が手を繋ぐのは全ての世代で5%未満しか気持ち悪いと述べることはない。

しかしこれは、日本人が男性のLGBTに特に嫌悪感を持っているわけではない。図Ⅳは、恋愛感情を同性同士が抱く場合の調査であるが、男性同士も女性同士の恋愛もおおよそ同じ割合だが「おかしい」と述べており、調査に差はない。分かるのは総じて日本は若者はLGBTに寛容であり、高齢者層は若者よりもかなり同性愛者の振る舞いや恋愛感情に批判的であるということである。

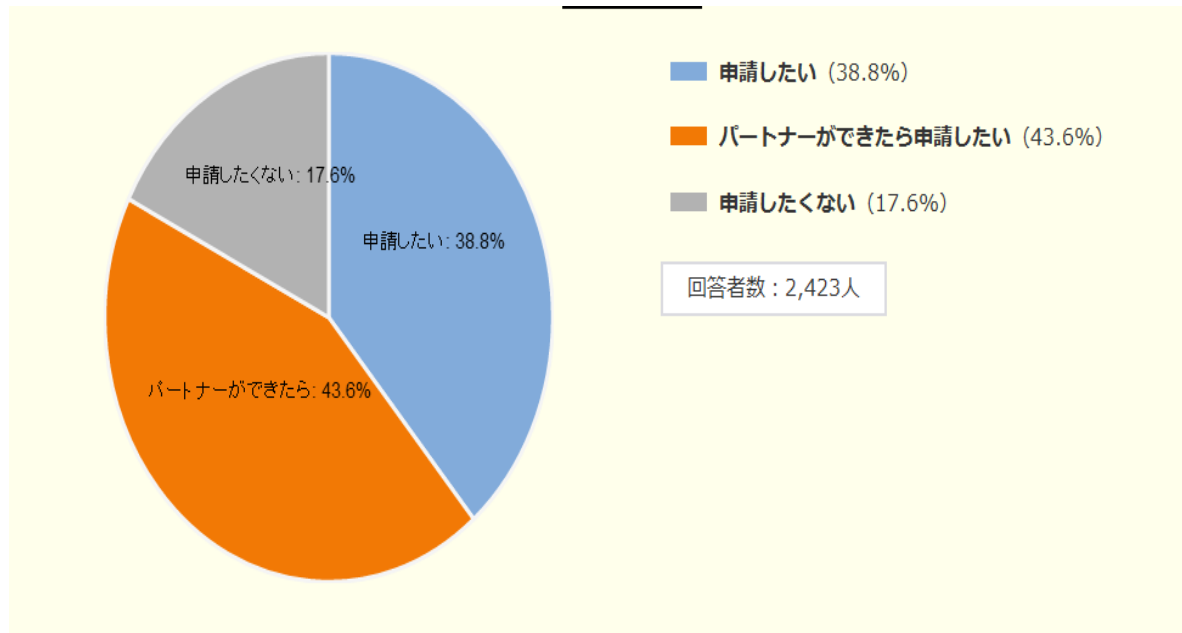
しかし、また、2015年度に日経新聞の調査によると、同性婚を導入しても良いという割合は50パーセントを超えており、全体としてかなりLGBTの法整備に対して日本人は賛成であると分かる。

2-1-3 当事者の意識

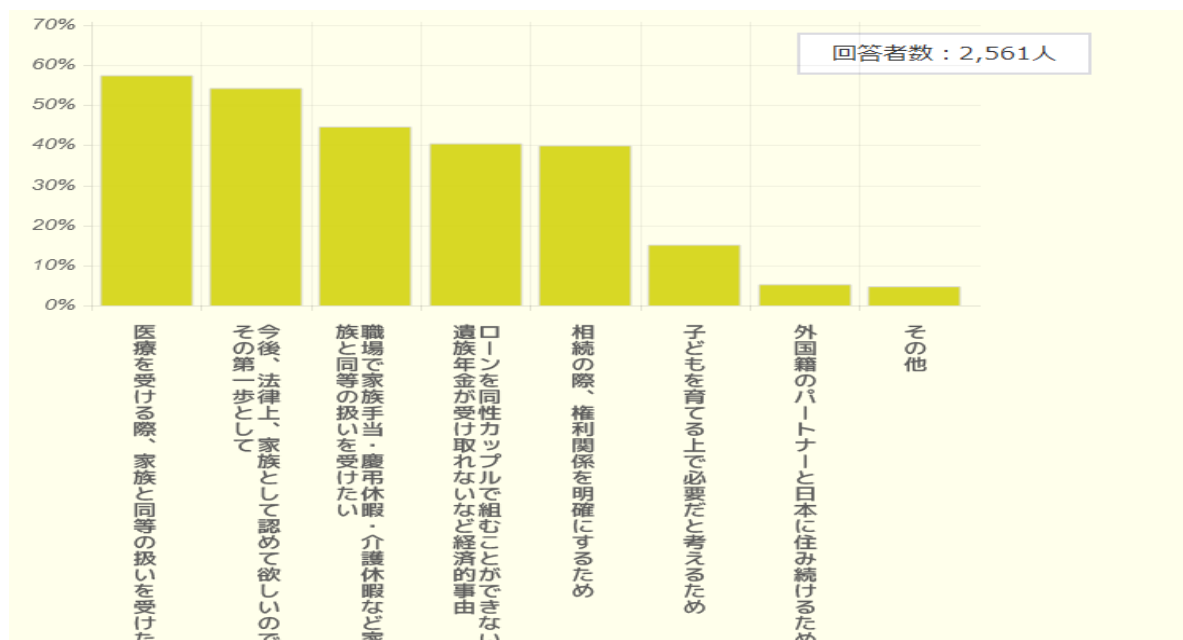
これまでの調査で日本人のLGBTへの意識調査を欧米と比較しつつ見てきた。では、LGBT当事者の意識はどうなっているのだろうか。2004年に「血縁と婚姻を越えた関係に関する政策提言研究会」が調査を行っているが、その結果はレズビアン、ゲイ、バイセクシャルともに70~80%近くが同性間パートナーシップを利用したいと述べており、その賛意は明白であった。

さらに、2015年度にNHKがさらに大規模な調査を行い、2600人あまりからデータを収集した。図Ⅴにあるように、「申請したい」「パートナーができたら申請したい」を合わせて80%近くになり、2015年度時点でも高い水準で要求されていることが分かった。また、図Ⅵにあるように、その理由としては、1番目に「手術の際に家族と同等の権利を受けるため」とあり、2番目に「今後法律上家族として認めて欲しいからその第一歩として」とある。1番目の要求というのは手術という人命に関わる場所において排除されないことを目指すものであり、LGBT当事者達が強く求めるのも分かり易い。ここで注目すべきは2番目の社会的承認を求めた点である。近代の日本社会は、欧米のように同性愛者を罰しない代わりに、公的領域からの排除を行ってきた。「罰しないが、認めない」ということが一つの構造であったが、LGBTはそれを越えて、自分たちの社会的な承認を求めているのである。

図V (『LGBT当事者アンケート』より引用)



図VI (『LGBT当事者アンケート』より引用)



2-2 現状分析 LGBTの権利の不備

さて、ここまでは人の意識を見てきたが、実際の所 LGBT が婚姻に付随する権利がないことによって具体的にどのような損失があるのかを見ていく。まず第一の損失とは生活保障に関連する諸権利である。夫婦生活は民法 752 条において共同生活を営むことが義務となっているために、二人が共同生活を行う上での諸権利がある。具体的には公営住宅に住む権利、賃貸借契約を結ぶことができること、住宅ローンが組めることである。

また、752 条には協力義務と扶養義務もあるために、失業した場合や病気で働けなくなった場合などに扶養する義務がある。結婚した夫婦は、簡単には関係を解消できず、片方が正当な理由無く離婚をしようとしても、片方が戸籍係に「離婚不受理届」を出せば離婚は家庭裁判所を通して正当な理由があると裁定が下るまでは離婚は成立しない。家族は一体とならねばならないという永続性規範のもと、結婚している夫婦は関係を維持する義務があるのである。しかし、そういった法的裏付けのない同性カップルは一緒にいるだけの他人であるために、扶養されることもなければいつでも解消できる関係をせざるえない。浮気など不貞行為をされた場合の慰謝料の請求権もないし、労災の受取人になることもできない。

加えて重要なのは、自らの存在が認められないことで自らのアイデンティティが脅かされることである。2005 年にゲイセクシャルへ行われた調査によると、回答者の 65.9%が自殺を考えたことがあり、14%が自殺未遂の経験があると答えた。1999 年では自殺憂慮 64%、自殺未遂 15.1%であり変わらない。精神科医の針間克己らによれば、性的マイノリティの「孤立感」には民族的マイノリティの孤立とは違う要素があるという。つまり、民族的マイノリティの場合は親や兄弟姉妹は同じ属性を持つ仲間であるが、性的マイノリティにとって家族とはマジョリティに所属している存在であり、カミングアウトすることが難しく、社会からも家族からも孤立した状況になるという。民族的マイノリティにとって、家とは自分の内側に存在するものであり、絶対的な疎外というものからは逃れられている。しかし、性的マイノリティにとって、家すらも「外側」なのである。この二重の疎外によって、性的マイノリティは苦しんでいるのである。

2-2 日本で導入されている LGBT 関連法

自治体レベル以外での日本の LGBT 関連法としては 2004 年に施行された「性同一障害特例法」があるであるが、LGBT の法的保護としては不十分であると云わざる得ない。「性同一障害特例法」はトランスジェンダーの法的性別変更を定めたものであり、実際に身体変更を行った者をトランスセクシュアルと呼ぶ。しかし、ドイツの調査ではトランスジェンダーにおいて、実際に手術を行いトランスセクシュアルになったものは 3 割程度であり、大部分は今の性を維持している。また、その要件は以下のように厳しいものとなっている。

【性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 第三条】家庭裁判所は、性同一性障害者であって次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

- 一、二十歳以上であること。
- 二、現に婚姻をしていないこと。
- 三、現に子がいないこと。
- 四、生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五、その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

この法案はトランスジェンダーであった虎井まさ衛らが自分の体を「女の体という着ぐるみ」によって拘束されており、そこからの脱却を訴えた社会運動の成果でもあるが、その分自分の体を保存したいという欲求を持つ人間達の排除することにも繋がった。この法案によって、手術して性器を摘出し他の性への転換を希望する人間は救済されたが、今の身体を維持したい者、子供を持っている者、結婚している者などは排除されることになった。実際、最高裁によると、特例法施行後 2006 年年末までの性別変更の申立件数は605件であり、うち573件が件が認められている。それで認められなかった30件あまりは子供の存在で裁判所に認められなかったものである。

加えて、性同一障害の診断が降りるまでには、性同一障害のガイドラインにしたがって患者への精神治療、ホルモン療法、及び手術というルートを辿るが、そのもっとも大きな根拠とされるのは本人がどれほど今の性に違和感や嫌悪感を抱いているかである。その場合、性交経験の違和感や少女時代の制服への嫌悪を表明することになるが、ある人間の価値観がその育ってきたコンテキストに依存する以上、現在の身体に違和感がないこともありえるのである。にもかかわらず性同一障害の認定にはその強烈な違和感の発露が求められるために、患者に必要以上の「身体への嫌悪」を語らせそれを持たない人を疎外してしまう結果を招いている。

2-3 現状分析 同性愛の歴史的検証

これまでの分析によって、現代の LGBT がいかなる意識を持ち、そのような価値観の人々に囲まれているのかを分析してきた。では、世界的と日本において、歴史的にどのように同性愛というものが見られてきたのかであろうか。現状分析の冒頭で述べたとおり、同性愛はほ乳類の数%に見られる普遍的な傾向であり、事実日本でも欧米でも歴史の中で多くの同性愛者が見られてきた。日本で言えば武田信玄が高坂弾正と関係していたのは有名であるし、織田信長は森蘭丸や前田利家と同性愛的な関係にあったと言われている。

2-3-1 欧米における同性愛

欧米において、最も多く同性愛のことが描かれるのは古代ギリシャであろう。多神教であった古代ギリシアでは紀元前400年から600年にかけてもっとも流行した。都市国家時代のギリシアに最もよく同性愛の記述が出て来る。プラトンの『饗宴』においても同性愛は異性愛よりも賞賛されるべきものとして出て来る。ギリシアの文脈では「同性愛」という言葉も「異性愛」という言葉も存在しない。あるのは「少年愛」という言葉である。ギリシアにおいて、性は個人的なものではなく、男として当然持つべき規範とも結びついている。海野弘によると「「ギリシアの愛は少年愛を中心としている。12歳ぐらいから20歳前までの少年を年上の男が愛する。ひげが生え、大人になったら終わりである」とあり、成人の男性が「受け」に回ることは許されなかった。

古代ギリシャはギリシア人以外を「バルバロイ」と呼び蛮人扱いし女性の政治権力を著しく制限する一方で世界で最初の民主性を築いた民族であるが、「少年愛」は自由人同士の対等な繋がりであり、男性より下位におかれていた女性との異性愛よりも時には賞賛されるものであった。同性愛的行為が公的なものであった名残は実際の壁画や壺に求愛行為や性交をしている描写がよく見られることで分かる(図Ⅶ)。ギリシアは公的空間にいる男性と私的空間にいる女性という線引きがはっきりとなされる社会であったために、同性間で親密な関係が成立しやすかった。前4世紀に存在した都市国家テーバイでは「神聖隊」という同性愛者だけの軍事集団が存在し、アレクサンドロス大王に滅ぼされるまで無敵を誇った。

このギリシア人の同性愛への独特な態度は当時の倫理観として共有されていたわけではない。古代ローマも同性愛関係を持つことはあったが、それは自由人たるローマ市民と奴隷の関係に限られており、自由人同士のギリシア的同性愛とは大きく差がある。とはいえ、ローマも同性愛に関しては犯罪と規定したことはない。この同性愛倫理が根本的に変わったのは、やはりキリスト教が国教化され、アウグスティヌスがキリスト教倫理を確立した5世紀頃である。

キリスト教の伝統的な異性愛主義とそれに基づく同性愛への抑圧の根拠に挙げられるのは旧約聖書と同性愛と関連付けられて言われるソドミーという単語であるが、本来は生殖行為以外の性行為全般であり、同性愛だけに限定されるものではない。ソドミーの語源となったソドムとゴモラの物語であるが、キリスト教における同性愛への糾弾の第一の根拠として、旧約聖書と新約聖書の記述がある。

「創世記」神は二人の使いを送って、ソドムの状況を確認しようとする。ロトは二人は歓待するが、ソドムの人々はロトの家を取り囲んで2人を差し出すように要求した。

彼らが床に付かないうちに、街のもの達、ソドムの人々が、若い人から年寄りまでが、その家を取り囲んだ。そしてロトに向かって叫んでいった。『今夜お前のところにやってきた男達はどこにいたのか。ここに連れ出せ。彼らをよく知りたいのだ。』

「レビ記」あなたは女と寝るように、男と寝てはならない。これは忌み嫌うことである。男がもし、女と寝るように男と寝るなら、二人は忌み嫌うことをしたのである。彼らは必ず殺されなければならない。その血の責任は彼らにある。

新約聖書のイエスの直接の言葉として同性愛に言及したものはない。教会の同性愛禁止の根拠としたのは聖パウロの手紙である。そこでは同性間性交は神の摂理に反する行いとされ、キリスト教道徳における同性愛の罪としての位置づけを決定した。

「ローマ人への手紙」それゆえ、神は彼らを恥ずべき情欲に任せられた。すなわち、彼らの中の女は、その自然の関係を不自然なものに代え、男もまた同じように女との自然の関係を捨てて、互にその情欲の炎を燃やし、男は男に対して恥ずべきことをなし、そしてその乱行の当然の報いを、身に受けたのである。(1章26節から27節)

キリスト教道徳の根拠は自然なるものが中心であるべきであり、それは生殖と結びついていなければならないのである。トマス・アクィナスによれば、性行為によって生殖が生じる。ゆえに、性行為には生殖が伴う。そのために、性行為があるとの考えである。ここにおいて、正常とは生殖を伴うものであるであり、異常とは生殖を伴わないものであるとの規範が発生した。全人類は、そもそも全員が異性愛者としての本質を備えており、それは結婚を伴わなければならないという規範に結びつく。同性間の性行為は、婚前交渉や姦通、自慰行為などと同じように罰せられ、時には同性愛は強姦や姦通よりも罪悪視された。ソドムとゴモラの街が欲望と放埒の果てに同性愛に陥り、神によって滅ぼされるという規範から、獣姦や近親相姦に値する邪悪な行為と同性愛は断じられた。

1553年のイギリス刑法においては、同性愛的行為に死刑を適用する可能性のある犯罪とされ、1861年の改正でソドミー法の最高刑は終身刑に緩和された。むろん、現在の英国では撤廃されたが、アメリカにおいては2003年までテキサス州法によってソドミー法が現存しており、連邦裁判所の違憲判決が出るまでそれは維持されるなど、キリスト教国における「ソドミー」への道徳的断罪は日本に比べて極めて激しいものがある。

ローマ・カトリックは、1975年の教理聖省の「性倫理における特定課題に関する宣言」が提出され、やや方向転換を図った。「誤った教育方針、標準的でない性的発達、習慣、悪い見本、その他の似たような原因によって生じる同性愛的傾向があり、これはあくまで一時的で強制が可能なものがある。そして、先天的な理由でもしくは病的な理由でこの二つははっきりと区別される。」この文言には異性愛が普通であり、同性愛は誤った環境によるものだという伝統的な解釈を引継ぎつつ、科学の世界による「生まれつきの」ゲイの存在を認め譲歩した文章である。

2-3-2 現状分析 日本の同性愛文化

日本における同性愛文化は古くは『源氏物語』の時代までさかのぼり、空蝉に懸想した光源氏が自分のものにならない空蝉の代わりに弟の小君と床を共にしたということがあり、その起源は古い。しかし、最も隆盛であったのは江戸時代である。元禄 3 年頃に書かれた『土芥寇讎記』には、「当時主将ごとに、男色か女色か、曾て好まざると云うは百人の中に一人も無し」とある。当時の大名に男色も女色も一般的であるという意味であるが、当時の社会情勢において同性愛が一般的な観念であったのが伺える。江戸時代に「衆道」という言葉も成立した。衆道は「念者」と言われる成人男性と「若衆」と呼ばれる元服前の少年の男色関係からなる。衆道の心構えを説いた仮名草子『心友記』（寛永 20 年、1643 年）や衆道の作法や手管を解説した仮名草子『催情記』（明暦 2 年、1656 年）の成立などによって、モラルと作法を伴う男色文化が定着することになる。

日本において同性愛が糾弾を受けるようになったのは明治期に欧米からキリスト教に基づく文化の流入があつてからである。1873 年、改訂律令第 266 条に定められた

【改訂律令（1873）】

第 266 条（鶏姦罪）凡鶏姦スル者ハ、各懲役九十日。華士族ハ破廉恥甚ヲ以テ論ズ。其姦セラルルノ幼童十五歳以下の者ハ座セス。若シ強姦スル者ハ、懲役十年。未ダ成ラサル者ハ、一等ヲ減ス。

律令過程では規定されたものの、明治刑法への移行期の議論において「不体裁」とされ、結局いくつかの適用を経ただけでこの規定は消滅することになった。とはいえ、歴史上初めて日本が同性愛を「犯罪」として処罰した規定であり、明治期の日本が同性愛に対して極めて大きな危機感を持っていたことを裏付けるものである。

また、現代においてもその流れは消えては居らず、1991 年には岩波書店が発行していた『広辞苑』において「異常性欲の一種」とあった記述が LGBT 団体の抗議に合い、当時の文部省の発行の指導書も「倒錯型性非行」に分類され、「健全な社会道徳に反し、性の秩序を乱す行為となり得る」「現代社会にあつても是認されうるものではない」と記されるなど、同性愛＝異常の構図が広まっていたことが分かる。

3-1 原因分析 憲法上の制約

日本に LGBT の関連法が成立しない要因として、やはり日本国憲法の条文が壁になっているのは間違いない。

【日本国憲法第 24 条】婚姻は両性の合意にのみ基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

日本国憲法 24 条において、婚姻は、両性の合意にのみ基づいて成立するある。安倍晋三首相は 2015 年度の参議院において「日本国現行憲法の下では、同性カップルの婚姻の成立

を認めることは想定されていない。」と述べ現行憲法下での同性婚の導入を否定した。

日本国憲法 24 条は両性という言葉を用いて男女の婚姻を認めている構造になっている。両性という言葉には二つの違う概念が当てはまるため、同性婚という単性の婚姻を日本国憲法が想定していないことが見て取れる。実際、2014 年度には青森市の女性カップルが婚姻届を提出したが不受理となり、青森市長の名で「日本国憲法 24 第 1 項により受理しなかった」との不受理証明書が交付された。

また、その憲法下で成立している戸籍法には「父」「母」「二男」「二女」などの男女の区別があるため、同性愛者の婚姻は戸籍役場において受理されない。事実、平成 11 年の佐賀県家庭裁判所において、フィリピン人男性と日本人男性の結婚は無効として、身分事項の記載の訂正を求めたケースがある。日本において憲法上の理由というものは明確に同性愛を拒否する根拠として用いられてきた。

3-2 原因分析 日本の保守イデオロギーの分析

ここまで見てきたように、日本において歴史的には同性愛というものはただの快楽ではなく「衆道」という一つの道を形造り、ただの快楽と云うよりはむしろ形式と格式を持つ伝統的に受容される文化であった。それが、明治期のキリスト教道德の輸入によってのみ価値観が激変するとは考えにくい。江戸時代と明治期の何か大きな構造の転換によって、同性愛が正常なるものから異常なるものに転落していったのであることが予想される。

日本の保守は同性愛を欧米の保守派ほど否定はしていない。事実政権与党である自由民主党もLGBTの社会的受容には前向きな姿勢を示している。しかし、ここで注目して分析すべきなのは、自民党の基本方針の中の以下の文章である。

「まず目指すべきは、カムアウトできる社会ではなくカムアウトする必要のない、互いに自然に受け入れられる社会の実現を図ること」この文章で重要なのはカムアウトする必要のない、の部分である。カミングアウトしなければ、ある個人がどのような性的指向を保持しているかは当然分らない。LGBTであるという自らの属性を秘匿したまま社会に自然に受け入れられるというのは語義矛盾である。しかし、自由民主党はカムアウトなしで社会的に統合されるという矛盾した社会を目指しているのである。

なぜ、保守派はカムアウトなしの社会統合を目指しているのだろうか。その背景を探ることがキリスト教のイデオロギーの強い欧米よりも、LGBTに寛容であるはずの日本でLGBTへの権利拡張が遅れた原因を明らかにすることになるだろう。

ここで論点になるのは、婚姻は子供を作るためにあるのであってLGBTはその能力を持ち得ないが故に排除されるという仮説である。事実、麗澤大学教授の八木秀次教授は「夫婦には同居・協力・扶助義務を課し、不貞行為を禁止している。配偶者が亡くなれば財産の半分を法定相続できる。税務上も優遇され、企業においても手当が支給される。これらは婚姻が子供を産み育てる制度として構築され、子供が健やかに育つよう両親の関係を強化し保護したものだ。子供は将来の労働力や社会保障の担い手であり、国としても子供の福

祉のために婚姻を優遇し保護している。」

(<http://www.sankei.com/premium/news/160418/prm1604180007-n2.html> より引用) と述べており、婚姻制度が子供の存在を前提として存在していることを強く主張している。

しかし、ここの論理でゆくと、子供を持ってない不妊の夫婦や高齢者の婚姻も道徳的に許されないことになる。しかし、今の日本社会でそういった言説が発信されることも支持を集めることもない。また、仮にこの仮説を支持すると、なぜ姓同一障害特例法が日本で成立しているかの説明にもならない。なぜならば、同性婚法制も姓同一障害特例法も、子供を持ってない人間に異性愛者と同じ権利を付与することに違いはないからだ。

なぜ前者は拒否され後者は許容されるのか。その理由は、現行の戸籍制度とそれに支えられる慣習へ与えるインパクトの巨大さにあると考えられる。

日本の戸籍制度は 1872 年の壬申戸籍に近代最初の体系的な戸籍制度である。これ以降明治政府は平民にも姓を名乗らせ統治システムとして戸籍を用いていくことになっていった。そして、1898 年の明治民法改正によって戸主制度が確立し、他家に入る妻は姓をそちらの姓に改名することが義務付けられることになり、戸籍も個人による登録から家を単位とした形へと改めることになった。その後は、GHQ の戦後改革で家制度が解体され、現代日本で男女の平等が志向されたものの、戸籍による家単位で登録するシステムは変わらず、婚姻したり、養子に入る場合はその家に所属する人間は原則姓を一致させる体制は今も存続しており、現在も結婚する場合妻の 97% が改姓するなどその慣習は維持されている。

これが、姓同一障害特例法であれば、男か女のどちらかが姓を変えて婚姻を行うために日本の慣習に大きな影響を与えることはなく、問題なく日本の伝統的な統治システムに組み込める。しかし、もし、現代の日本社会で男性同士、女性同士の婚姻が認められた場合、日本の伝統的な慣習の上からはどちらが姓を変えるべきなのかを導き出し得ないことになる。男性同士、女性同士でも結婚した場合必ずどちらかが姓を変えなければならないという事実は、当事者の抗議を引き起こし、ひいては日本の姓変更の慣習への異議を生み、日本の戸籍を元にした秩序の揺らぎに繋がりうる。

だが、戸籍研究者の佐藤文明によると、戸籍制度にはただの伝統的な統治システム以上の意味があるという。それは 2 つの意味があるが、1 つ目は 日本人と外国人を区別し、日本人としての区分けを強化すること である。外国籍の人間と日本国籍の人間が結婚しても、戸籍に組み込まれることはない。また、皇族には特別な戸籍として「大統譜」（天皇・皇后）と「皇族譜」（それ以外の皇族）が存在し、登記されている。皇室典範には皇籍から離脱し、戸籍に編入されることを「臣籍降下」と記述しているが、この表現には上位存在としての皇籍たる「大統譜」「皇族譜」と臣下の下位の「戸籍」があるのだと定義している。佐藤はこの構造を「まつろうもの」たる臣民と「まつろわざるもの」である外国人を分け、日本とそれ以外を分離し、皇室制度を維持していく基板であるのだと述べている。

つまり、戸籍制度とそれに対応する夫婦同姓制度は日本の家族観を深く規定し、さらに言えば、皇室の神聖さを保障するシステムであることが分かる。このシステムはまさに保

守派の逆鱗であり、これに手を加えようとすることは極めて激しい抵抗を引き起こすことが予想される。ゆえに、性的マイノリティの権利の保障のためには、このシステムを迂回して権利保障していくのが現実的である。

4 政策 パートナースHIP法の導入

以上の原因分析を踏まえると、日本で同性婚法を導入するのは、困難であるとの認識に立ち、日本に導入すべき最善の政策は同性パートナーシップ法である。とはいえ、独特の民事連帯契約（PACS）を導入しているフランスなど、示唆に富むモデルがいくつもある。これから世界の諸制度を検討していき、日本に導入可能な制度を探っていく。

また、前提としてLGBTの法的平等性は、権利の付与と特権化の拒否によってなりたつ。つまり、権利と義務のバランスであり、無制限に権利の付与も為されてはならない。また、パートナーシップ法である以上は、婚姻と同じ内実であってはならない。もし内実が一緒であれば婚姻の権利の侵害であるし憲法違反である。ゆえに、権利と義務のバランスが取れ、婚姻に限りなく近いが婚姻ではないラインを探らねばならない。非常に難しいが、他国の制度を参考にしつつ最善の形を検討してゆく。

フランス PACS

フランスは1999年にPACS法を導入し、LGBTが婚姻に近い制度を利用できることになった。数度改正されており、財産関係がそれぞれの特有の財産を持つ別産制になり、財産関係のありかたは婚姻とも違う構造を持つようになっている。特に他国と違うのはPACSは異性も同性愛者も利用できる点である。そもそも、欧米の婚姻は神の前での宣言から始まるために、協議離婚で比較的素早く離婚可能な日本と違い、必ず裁判所での手続きが必要になるため、非常にハードルが高かった。しかし、PACSが導入されたことで異性愛者も簡単に別れることが可能になり、利用者が急増することになった。

PACSは当事者が婚姻するか、死亡または当事者双方もしくは一方からの届け出によって消滅する。一方の届け出によって解消できるということは、一般的なフランスの離婚の場合の裁判所手続きの煩雑さを解消する上で便利であるが、両者の一体化の根拠は損なわれるために、子供を預ける根拠に乏しく共同縁組みによる養子はできない。また、相続権、配偶者の氏の使用権、親族関係の発生、父性推定、遺族年金の受給は不可能である。

契約は当事者間で事前に締結しておき、当事者間で作れる私署証明でも可能なので公証人でなくては作れないベルギー方式よりは手続きが楽である。契約であるために、責任能力や合意がなければ契約は無効になる。また、強行法規は課せないため、貞操義務は盛り込むことができず、親権や相続に関する規定に反することもできない。

	内縁	PACS	婚姻
成立	手続きなし	契約の締結	婚姻公告・裁判所への届け出
公示・登録	役所・公証書	裁判所書記課への届け出	婚姻証書・出生証書
氏	変更無し	変更無し	配偶者の氏を使用可能
当事者間の義務	なし	物質援助・相互扶助・共同生活費用分担	尊重・貞節・扶助・援助・婚姻費用分担
財産関係	別々	契約がなければ別産制	後得財産共有
所得税	個別課税	合算課税	合算課税
債務	個別に負う	連帯責務を負う	連帯責務を負う
社会保険	受給権在り	あり	あり
離別	手続きなし	役所へ届で一方的解消	補償給付 財産分配
養子縁組	3年以上同居で養子縁組可能	自由結合に同じ	可能
相続	不利な税制	一定の地域で婚姻と同じ	有利な税制

ドイツの登録パートナーシップ法

ドイツは 2001 年度に登録パートナーシップ法を成立させた。これは欠番を含め 23 条からなる法律であり、一部を抜粋すると、以下のようなものである。

【生活パートナーシップ法（2001）】

第一条 同性の 2 人は、ともにパートナーシップを終生に亘りもつ旨の意志を、自らかつ同時に出席して互いに表示するときは、生活パートナーシップを締結する。

第二条 生活パートナーらは、世話、扶助及び共同で生活形成することについて、互いに義務を負う。

婚姻という概念は我々が法という概念を持つ前からあったが、パートナーシップという

ものは我々が人工的に作り出したものである。1989年に世界で初めてデンマークで導入され、世界に広がった。ドイツとオーストリアのパートナーシップ法は登録制であるので登録パートナーシップ法と正式には呼ばれる。日本とドイツの状況は似ている部分があり、その一つが憲法上の問題である。正確にはドイツには基本法のみがあり憲法は存在しないが、ここでは同様のものと見なす。

ドイツ基本法には、第六条第1項において、「婚姻と家族は国家の特別の保護の元にある」と定義されており、登録パートナーシップ法を婚姻と同じものとするとは違憲の可能性があったために、意図的に法律婚よりも狭い規定を作り登録パートナーシップを制定した。

しかし、それゆえに当初から遺族年金、退職年金、相続税、所得税及び養子縁組に関して、法律婚のカップルと比べて平等では無いという批判が加えられるようになった。このうち、遺族年金及び退職年金に関しては、異性婚カップルと同じように受け取りができるように進められ、2009年のドイツ劇場年金機構を巡る通称マルコ事件による判決が2010年に出され、ドイツのパートナーシップ法を大きく変えた。

- ① 婚姻と生活パートナーシップは、その規定目的からして、比較可能な生活スタイルである。それにも関わらず、他の生活スタイルへの不利益によって婚姻の特権化が生じているなら、基本法第6条第1項の婚姻保護の目的だけでは正当化できない。
- ② 婚姻と他のライフスタイルの違いは、基本法6条1項に基づくと言うだけでは不十分である。他の生活スタイルへの不利益を規則目的から正当化する、特に重要な実質的理由が必要となる。

この連邦裁判所の判決によって、相続税及び贈与税、所得税、土地取得税法、公務員の家族手当、公務員の追加年金の事案で異性婚カップルと同じように受け取りができるように2010年以降改正されている。

海外の事例を分析して

家族法を研究している棚村政行は「現在に至るまで生活パートナーシップ法がつまづきながら進んできた過程からは、日本の法律学に影響を及ぼしてきたドイツ法という模範的な姿をみることはできない。いわば失敗に学ぶための模範である」(『同性パートナーシップ制度』より引用)と述べ、憲法裁判所による勧告でいわば渋々法整備を行ってきたドイツに関しては批判的である。しかし、メルケル政権下で伝統的な婚姻を守るべく漸進的な改良を続けてきたドイツ政府と、ためらわずに違憲判決を出しパートナーシップ法と婚姻の間の平等化をするよう勧告した裁判所の判例は重要な示唆を与える。結局、長い法廷闘争の末に、婚姻とパートナーシップは他人の子を養子として家庭に迎え入れる共同縁組を認めない点以外は、婚姻と全く同じ構造を持つことに落ち着いた。

日本が導入すべきシステムもこれに準じるべきであろう。つまり、日本が導入するパートナーシップ法で婚姻と変わらず導入しても良いのは

- ① 同居の義務
- ② 所得税の合算課税

- ③ 相続税と遺族年金の受給権
- ④ 債務の共同負担
- ⑤ 後得財産共有制
- ⑥ 離別時の財産分与の義務
- ⑦ 貞操の義務

以上のことがらに手術への同意権や民間レベルでの保険適用などの婚姻との区別の禁止を盛り込めば、準婚姻関係としては適切である。日本の扶養控除は、妻が専業主婦やパート労働を選択した場合を想定した控除措置であり、同性パートナーに適用されるかは議論が分かれるが、子供を持たない扶養控除を受けた夫婦にも適用される以上は法の下での平等の観点から同性パートナーにも適用されるべきであろう。

ドイツの登録パートナーシップであれば、実子の連れ子は縁組み可能であるが、他人の子供を共同縁組は不可能である。しかし、日本の場合は戸籍制度の現状も鑑み、実子の連れ子でも共同縁組するのは不可としておく方が適切である。養子縁組で明確に差を付けておくことで、婚姻の権利の侵害を防ぐことが可能になる。

図Ⅷ 『諸外国の同性婚制度の現状』より引用

	制度の 類型	制定年	適用 対象	相続	社会 保障	税制上の 優遇措置	養子 制度	関係の 解消方法
オランダ	登録制 ¹	1998	同性 異性	あり	あり	あり	あり	パートナ ー間で決 定
	法律婚	2001		あり	あり	あり	あり	裁判所の み決定
ベルギー	法定 同棲	1998	同性 異性	あり	なし	なし	あり	パートナ ー間で決 定
	法律婚	2003		あり	あり	あり	あり	異性婚と 同じ
フランス	民事連帯 契約 (PACS)	1999	同性 異性	あり	あり	あり	なし	同意すれ ば即時。 当事者の いずれか が解消を 要求して から3か 月後。
	法律婚	2013		あり	あり	あり	あり	異性婚と 同じ
フィンランド	登録制	2001	同性 のみ	あり	あり	あり	あり ²	法律婚と 同じ
ドイツ	登録制	2001	同性 のみ	あり	あり	あり	あり ²	法律婚と 同じ
英国	登録制	2004	同性 のみ	あり	あり	あり	あり ³	法律婚と 同じ
スイス	登録制	2004	同性 のみ	あり	あり	あり	なし	パートナ ー間又は 裁判で決 定
スペイン	法律婚	2005	同性 異性	あり	あり	あり	あり	異性婚と 同じ
ノルウェー	法律婚	2008	同性 異性	あり	あり	あり	あり	異性婚と 同じ
スウェーデン	法律婚	2009	同性 異性	あり	あり	あり	あり	異性婚と 同じ
オーストリア	登録制	2009	同性 のみ	あり	あり	あり	なし	一方の死 亡又は裁 判所の判 決
ポルトガル	法律婚	2010	同性 のみ	あり	あり	あり	なし ⁴	異性婚と 同じ
アイスランド	法律婚	2010	同性 異性	あり	あり	あり	あり	異性婚と 同じ
アイルランド	登録制	2010	同性 のみ	あり	あり	あり	なし	裁判所の 決定
デンマーク	法律婚	2012	同性 異性	あり	あり	あり	あり	異性婚と 同じ

ここまで研究を行ってきたが、論点になるのはやはり同性婚を完全に導入し平等を達成すべきである、戸籍法自体改正すべきシステムであり、そのしわ寄せを LGBT に押し付けるべきではないのではないか、という部分であろう。しかし、私は戸籍法も一つの家族というものを作る規範として、また一目でその人の経歴が分かるという便宜の点でも優れていると認識している。私の理想社会は選択の自由であるが、逆に選択の自由があれば、慣習的な法も維持すべきと考える。要はバランスであり、LGBT に全く法の保護がない現状は変えるべきだが、その事実は無制限の現行制度の解体に繋がってはならないのである。新しいやり方と現行制度はできる限り摺り合わせの上で為されるのが最善であるとの確信を持ち、ここにレジュメを終える。

5 引用文献

同性配偶者に関する課税取扱と私法上の婚姻概念 アメリカの同性配偶者への控除否認処分違憲判決を素材に 石村 耕治

https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=1&cad=rja&uact=8&ved=0ahUKEwiYhszVl_3RAhWJi7wKHWpmCAYQFggaMAA&url=http%3A%2F%2Fci.nii.ac.jp%2Flognavi%3Fname%3Dnsls%26lang%3Djp%26type%3Dpdf%26id%3DART0010436909&usg=AFQjCNFFJR DuSApwoypgP74u94EKfQbPOA&bvm=bv.146094739,d.dGc

『同性間の〈婚姻〉に関する批判的考察 日本の社会制度の文脈から』堀江 有里

https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=1&cad=rja&uact=8&ved=0ahUKEwiJ9uH0of3RAhWMfbwKHwerDz0QFggaMAA&url=http%3A%2F%2Fwww.ritsumei.ac.jp%2Ffacd%2Fres%2Fsrc%2Fresult%2Fmemoirs%2Fkiyou21%2F21-02.pdf&usg=AFQjCNGpvTEk_ge HKXKWTQ_0mlqNcB-Yuw

『多様な身体が性同一性障害特例法に投げかけるもの』吉野 鞆

https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=1&ved=0ahUKEwjssnas_3RAhXCwbwKHTBiC7UQFggaMAA&url=http%3A%2F%2Fwww.ritsumei.ac.jp%2Ffacd%2Fgr%2Fgsce%2Fce%2F2008%2Fyy01.pdf&usg=AFQjCNE_rL15ojFQD8Ye-MfCJkSgamXDxg&bvm=bv.146094739,d.dGc&cad=rja

『性的指向・性自認の多様なあり方を受容する社会を目指すための
わが党の基本的な考え方』

http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/132172_1.pdf

『LGBT差別禁止法に異議あり！ 異性愛を指向する価値観に混乱をきたしてはならない』 <http://www.sankei.com/premium/news/160418/prm1604180007-n5.html>

『性的マイノリティについての意識 2015 年全国調査』

https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=1&ved=0ahUKEwjU-d7m_InSAhWFXbwKHZX9AZ0QFggaMAA&url=http%3A%2F%2Falpha.shudo-u.ac.jp%2F~kawaguch%2Fchousa2015.pdf&usg=AFQjCNHIE5gkUJ7pGOGlBtDpHtdCXI ndWg&bvm=bv.146786187,d.dGc&cad=rja

『諸外国の同性婚制度等の動向』

https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=5&ved=0ahUKEwiH5NP59onSAhXFV7wKHch2ClAQFgg0MAQ&url=http%3A%2F%2Fdl.ndl.go.jp%2Fview%2Fdownload%2Fdigidepo_8243577_po_0798.pdf%3FcontentNo%3D1&usg=AFQjCNFqhz7tGx6-kvZCPQHhJPdh6T0i0Q&cad=rja

『朝日新聞デジタル』

https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=2&cad=rja&uact=8&ved=0ahUKEwj5z5ORgorSAhUCwLwKHemkAVsQFggjMAE&url=http%3A%2F%2Fwww.huffingtonpost.jp%2F2015%2F02%2F18%2Fdouseikon-abe_n_6710264.html&usg=AFQjCNHngXvIHCN1R8RshanWC2srjh3cYg

『同性結婚を巡る諸外国の動向』 佐久間 悠太

https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=2&cad=rja&uact=8&ved=0ahUKEwjkr_PBmYrSAhWDwLwKHThCBHQQFggghMAE&url=http%3A%2F%2Fdl.ndl.go.jp%2Fview%2Fdownload%2Fdigidepo_8243577_po_0798.pdf%3FcontentNo%3D1&usg=AFQjCNFqhz7tGx6-kvZCPQHhJPdh6T0i0Q&bvm=bv.146786187,d.dGc

『同性愛の寛容度で分かる日本の世代間分裂』

<http://www.newsweekjapan.jp/stories/culture/2015/09/post-3946.php>

『同性愛と同性婚の政治学』 アンドリュー・サリヴァン 2015年 明石書店

『同性愛を巡る歴史と法』 光成 美保 明石書店

『同性愛の社会史』 アラン・ブレイ 2013年 彩流社

『結婚の法律学』 棚村 政行 2006年 有斐閣